

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

平成27年12月25日(金)

午前10時00分 解禁

担当	労働基準部賃金室			
	室長	吉岡	宏修	
	賃金指導官	横井	寿洋	
	電話 075-241-3215(ダイヤル)			

京都府特定（産業別）最低賃金額の発効について

— 5業種の発効日は12月26日です —

京都府特定（産業別）最低賃金5業種（金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業、自動車（新車）小売業）については平成27年11月26日に改正決定し、平成27年12月26日からその効力が発生します。

京都労働局では、先に発効した京都府最低賃金と併せて、京都府特定（産業別）最低賃金の改正についても、ポスター、リーフレット等により京都府内の自治体をはじめ、各行政機関、各商工会議所・商工会、事業主団体、労働団体、交通機関、教育機関等に対して周知広報の協力を依頼しています。

1 京都府特定（産業別）最低賃金の改正状況は下記のとおりです。

記

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	改正金額	引上額	引上率	効力発生年月日
金属製品製造業最低賃金	時間額	868円	14円	1.64%	平成27年12月26日
電気機械器具製造業最低賃金	時間額	867円	14円	1.64%	平成27年12月26日
輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	873円	13円	1.51%	平成27年12月26日
各種商品小売業最低賃金	時間額	818円	15円	1.87%	平成27年12月26日
自動車（新車）小売業最低賃金	時間額	809円	19円	2.41%	平成27年12月26日

2 今回、下記の3業種については、改正諮問が行われていません。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	現行金額	発効日
印刷業最低賃金	地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の適用を受ける場合は、高い方の最低賃金が適用されます。平成27年10月7日からは京都府最低賃金時間額807円が適用されます。		
はん用・生産用・業務用機械器具製造業最低賃金	時間額	822円	平成20年12月21日
自動車小売業最低賃金	時間額については京都府最低賃金807円が適用になります。ただし、日給制労働者については自動車小売業最低賃金の日額5,926円の適用もあります。		

※ 特定（産業別）最低賃金の改正審議を行うには、その最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の3分の1以上の者の合意による労働局長への申出を要件としているところ、上記3業種については当該申出がなされていないため、今年度は審議されていないものである。

最低賃金制度のマスコット **チェックマン**

